

○議長（谷重幸君） おはようございます。

開会に先立ちまして、5月1日から10月末までの間、クールビズ対応としますので、ご理解とご協力、お願いいたします。

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和6年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番 古山議員、4番 松下議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）について

報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について

報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）について

報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町給水条例及び美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）について

報告第5号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）について

議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和6年美浜町議会第1回臨時会に提出いたしました報告5件、議案1件について、提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、令和6年度税制改正において改正されました個人住民税の令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例、定額減税の新設、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長等が主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきます。

報告第2号は、専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ及び軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきます。

報告第3号は、専決処分事項の報告（美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、法改正により、過疎地域における固定資産税の課税免除の適用期限を3年間延長する改正を行うものでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることとなりましたので、当町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきます。

報告第4号は、専決処分事項の報告（美浜町給水条例及び美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことによるものでございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されることとなりましたので、当町給水条例及び水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきます。

報告第5号は、建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費の一部を翌年度に繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

議案第1号は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和6年5月9日午前8時頃、登校した児童たちが運動場にてサッカーボールを蹴って遊んでいたところ、駐車場内に止めていた和田小学校講師所有の自家用車にサッカーボールが直撃し、後部座席のドアにへこみが生じたものであります。

施設側に瑕疵が存在することから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました報告5件、議案1件について提案理由を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、令和6年度税制改正において改正されました個人住民税の令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例、定額減税の新設、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長が主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表及び資料についてもご参照ください。

以下、美浜町税条例等の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

まず、個人住民税の改正として、令和6年1月1日に発生した能登半島地震災害に係る住宅や家財などの損害について、納税義務者の選択により、本来令和7年度分の申告対象である雑損控除を令和6年度分の控除として適用できる特例を追加する改正、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として、令和6年度分個人住民税の定額減税を実施するための改正、具体的には合計所得金額が18,050千以下の納税義務者の所得割の額から定額の特別控除（減税）を実施するもので、特別控除の額は本人10千円、控除対象配偶者または扶養親族1人につき10千円となります。

次に、固定資産税の改正として、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、引き続き現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置を令和6年度から8年度までの3年間延長す

る改正です。

その他、関係法令の改正に伴う項ずれ、号ずれ等の規定の整備、語句の訂正等を改正しております。

以上が改正の主な概要でございます、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。その何とかかんとかの法律が改正公布されたという説明でしたが、公布日はいつになりますか。

それともう一点は、その1人10千円の住民税の定額減税かな、これでざっと五、六千万の減収、単純に町の人口からすればそういう額の認識でいいのか、それとその分の補填は、これ当初予算で聞いたのかどうかちょっとあやふやなんです、そのあたりはどのようになされるのかを説明願いたいと。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

地方自治法改正の公布日なんですけれども、令和6年の4月30日でございます。

特別減税についての美浜町の減税の額ということでございますが、令和6年の予算額で24,900千という形の予算を上げさせていただいております、こちらのほうは5年度の試算だったんですけれども、今年度、6年度の当初の見込額で23,997千円、約24,000千、こちらのほうが減税額という形になります。こちらのほうにつきましては地方特例交付金で全額補填されます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） すみません。ちょっと最近耳が悪いのか、改正の公布日4月30日と聞こえたんですが、単なる僕の聞き間違いなのか、ちょっと勘違いなのか、それと1人10千円で25,000千なの。何か単純に、私がばかなのかどうか分かりませんが、違うんか。もともと非課税があるからその額になるのかな。そのあたり人口五、六千何ぼなのはその辺ちょっとお願いしたい。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

すみません、令和6年の3月30日です。はい。すみません。申し訳ございません。

その24,000千の減税の額なんですけれども、こちらのほう町民税の減税の額となっていて、10千円の減税というのは町民税と県民税を合わせた額になります。その6割の町民税が24,000千ということになりますので、大体、町県民税を合わせまして40,000千になります。はい。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第6 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ及び低所得者の軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げることにより、保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図り、また、低所得者に対する軽減対象範囲を拡充するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿ってご説明申し上げます。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の220千円から240千円に増額するものでございます。

第23条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の「290千円」から「295千円」に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の「535千円」から「545千円」に改正して、低所得者の軽減対象範囲を拡充するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正後の条例の規定は令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が改正の概要でございまして、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。先ほどの報告第1号と同じように、この改正された法令か何かは公布日はいつなんですか。

それと、その軽減の対象が広がるということですので、総軽減額は大体どれぐらいになるんですか、今年度のね。また、それはそもそももう当初予算から織り込み済みなのか、それかその減額はどのような対応をされるのか、お聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） はい。谷議員にお答えします。

こちらのほうの施行日も令和6年3月30日となっております。

軽減額の今年度見込まれているのかということですが、こちらのほうは、本算定がこのまだ6年度は終わっていませんので、まだちょっと金額のほうは出ておりません。当初の予算で軽減額の減額の方につきましては5年度の決定額で出ささせていただいておりますので、ちょっと今のところ、どれだけ減額が増えるのかというのはちょっと試算しておりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。その本算定というか、そのいつも1回目は仮で、2回目、第2期目からがそのという、その勘定というか会議、そのところでしっかり計算をされてから運用されるということでしょうか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） はい。谷議員にお答えします。

たしかもう納期が10期から9期に変わったときに仮算定がもうなくなってございまして、はい。本算定だけになりますので、そちらのほうで計算という形になります。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しまし

た。

日程第7 報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により過疎地域における固定資産税の課税免除の適用期限を3年間延長する改正を行うものでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることになりましたので、当町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、固定資産税の課税免除の対象となる特別償却設備について、当該特別償却設備の取得等に係る期限を令和9年3月31日まで延長するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、条文に沿ってご説明申し上げます。

第2条、対象設備の取得期限を現行の「令和6年3月31日」から「令和9年3月31日」に延長するものでございます。

以上が改正の概要でございますので、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 同じような質問で恐縮ですが、この専決処分に関しても省令の改正日はいつなのか。

それで、今さらですが、美浜町過疎地域という文言がありますが、これは美浜町全体がこの地域という理解でよろしいのかどうか、併せてご答弁願います。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員にお答えします。

こちらの省令につきましても令和6年3月30日施行という形になります。

過疎地域ですけれども、美浜町の場合は美浜町町内全体ということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） この際、先ほども聞けばよかったんですが、何か慣例で3月31日というのがすごくよく思うんですが、カレンダーを見ますと日曜日、これ土曜日でもその

省令の公布というのは、何か土日が休みなのにちょっと気になったもので、これを今ここで聞いてええのかどうかちょっと疑問がありますが、疑問が湧いたので、どなたか分かる方お答えいただければ、公布日は土曜日にも公布日があるという理解でよろしいのかどうかお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 実際、詳細きっちりしたことは分かりません。

国からの通達、通知により30日が公布ということであれば、そのようにお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第8 報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町給水条例及び美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町給水条例及び美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことによるものでございます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されることとなりましたので、当町給水条例及び水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の関係部分につきまして、専決処分をさせていただきました。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

それでは、詳細についてご説明いたします。

まず、美浜町給水条例では、第5条及び第32条第2項並びに第35条第1号の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。



次に、美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例では、第4条第6号の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

以上が改正の概要でございまして、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町給水条例及び美浜町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第9 報告第5号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 報告第5号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）について細部説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の一部を翌年度に繰越をいたしましたので、同法第3項の規定により報告をするもので、繰越額は42,174千円、財源につきましては企業債42,100千円、損益勘定留保資金74千円でございます。

事業の内容は、送水管水管橋の更新となっております。

繰越理由につきましては、請負業者から能登半島地震により被害を受けた水道管の応急復旧作業依頼を受けたため協力したいとの申出があり、美浜町としても被災地支援の観点から一時的な工事の休止を認めたためでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。まず、この送水管水管橋更新工事、場所はどこなのか。まああそこじゃないかなと思うんですが、それともう一点、その能登半島地震が1月の頭で、繰越額を見ると7割5分と、4分の3ぐらいは繰り越されているように感じます。で、そ

んなに今になってではなく、もっと早くにこのいろんな繰越額の算定であるとかそのあたりができたのではないかなと、素人考えでそんなふうな考えも浮かんでくるようなところもありますので、そのあたりちょっと、その遅延の理由は分かりましたので、なぜ今に至ったのか、少しご説明を願えたらと思います。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） はい。お答えします。

まず最初に、工事箇所につきましては鶴泊里橋の上流での水管橋でございます。

次に、繰越しのその報告の時期というか、そういうもう少し早くということなんですけれども、一応、その地震が起きまして業者のほうからまあそういう話がありまして、こちらでまあ検討して、一体まあどれぐらいの期間よというまあ話が当然ございます。現地の状況にもよるんやけれども、1か月ぐらいじゃないかなという返答は返ってきていたんですけれども、思うよりまあ道路事情の関係とかいろんな関係でその行き来するのがかかるみたいで、まあ僕も現地へ行ってきたんでそれは実際体感しているんですけれども、当初の予定よりまあ作業が長引いて、まあそういう事情もありまして、どうかな、ぎりぎり間に合うかな、間に合わないかなというところで少しというか、この時期になったということで、まあご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） まあ、行ってみないと分からなかったということは現実だという理解をします。今後はまあそういうことがないような、途中の連絡で密にするとか、そういうことで積算についてはすべからず、遅滞と言うと遅滞ではないんでしょうけれども、結果的にそんなふうな感じるところもありますので、そのあたりは業務に精励をもちろんされていると思うんですけれども、今後はそういうことがないよということによろしいですか。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 今後はまあ、あのそういうこと、多岐にわたって、調整不足がないように努力いたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第10 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定について細部説明を申し上げます。

今月の9日、始業前の午前8時頃のこと、朝早くから登校した児童複数名が運動場においてサッカーボールを蹴って遊んでいたところ、駐車場内の運動場に隣接している場所に

止めていた和田小学校講師である林美智子氏が所有する自家用車の助手席側後部座席のドアにサッカーボールが直撃し、その表面にへこみが生じたものであります。

駐車場と運動場との間にフェンスなどが設置されていないという施設側の瑕疵により、自動車の修理に要する費用一式216千円については全国町村会賠償責任保険で対応、これをもって林氏と和解いたしたく、議会の議決をお願いするものです。

なお、再発防止策として、早急に当該箇所にフェンスを設置することといたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） まず、3点ぐらいお聞きしたい。

その今、フェンスが設置していないことで瑕疵があるということでありましたが、そうするといろんなところにももっと、フェンスがないので、例えば野球であったり、具体的なものやったらそういうことで、よりその運動場外へのそういう何か物体が飛散していくという可能性はあろうと思いますが、そのあたりについても瑕疵と捉えられるのか、そういうことが起こらないように事前に対応されていくのかということと、それと損害賠償の額、金額は出てますけれども、これだと内容がよく分からないので内容の説明を願いたい。

取りあえず、それをお願いできますか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、2点目のですね216千円の内訳でございます。

まず、修理した期間に要した代車の費用といたしまして66千円でございます。残りにつきましては、リアのドアのパネルの取替え、部品の金額が35,800円、それから同じくリアのドアガラスのウェザーストリップ部品代4,330円、それから同じくリアのドアのブラックアウトテープ1,120円、これに要する技術料が17,600円、それから残りについては塗装費用一式、技術料が65千円、それから部品代で12,513円というような内容になっています。以上で、これに消費税をかけて150千円というものでございます。

続きまして、1点目のご質問でございます。

フェンスがなかったことについて瑕疵があって、今回損害を賠償させていただくというものでございます。当然、ほかのところにも、フェンスなのかそれ以外のなのかは別といたしまして、当然もし万が一のときに施設側の瑕疵という部分についてはですね当然存在が、いわゆる潜在的に存在している可能性は十分考えられると思います。ただ、それを全ての事象に基づいてシミュレーションして事前に対処していくというところはなかなか難しいのかなと思っているところでございます。

私どもといたしましては、このような事例をですね校長会等においてですね直接詳細にですね説明した上で、できるだけこういうような事故がですね発生しないように先生方には伝えてですね管理して行って、日々学校を運営していただくとお願いすると

もに、逆に校長先生方から受けた意見をですね十分踏まえて、またこちらで対応できることがあるとすればですね対処していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） はい。損害額については、直接の損害が150千円、間接損害が66千円ということで理解をしました。

後段の瑕疵の話ですが、例えばあの野球中継とかよく見ますとファウルボールであるとかそのあたりには十分ご注意くださいというようなアナウンスもされています。当然、観客席の中にそういう掲示もあると思います。各小学校とか美浜町内、町の所有し管理するところのそういう施設にそういうような看板なり何か明示をして、みんなご注意くださいで、損害があった場合はご容赦というのは失礼かも知れませんが、そのあたり何か、この辺は法的な問題もあるのでここでどう結論は出ないと思いますが、そういう専門家的なところで相談をして、ちょっと今、課長が答弁にあったいろんな対応に追加してそういうことをされるというお考えはないのかどうか。

それともう一点、1回目忘れたというのは、この予算措置、これは6月にまた予算が出てくるのですか。補正予算等が必要な話ではあるやに思いますが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まず、予算についてはですね、これは直接もう保険会社から車屋さんに支払うというところの手続きを取りたいと考えているところで、なのでまあ一般会計予算には計上しないというふうに処理をしていくところでございます。

そして、1点目なんですけれども、本当に難しい、まあいろいろなことを考えさせられたまあ事故でもございました。こちらに瑕疵がなかった場合は、いわゆるこちらに瑕疵がない、いわゆる落ち度がない場合はどのように対応したらいいのか。当然、保険も適用できない。しかし先方さんについては損失を被っている。これについては補償をしていくべきなのかどうかというところもいろいろまあ考えさせられた事柄でございました。まあそういうところもまああった中で、注意喚起をできるようなところはもうないか、一度また校長先生方と踏まえてお話ししてみたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） はい。まあ3回目なんで、今の管理瑕疵の件についてはまあずっと未来永劫いろんな場合で検討すべき話なので、まあもうそれはそれで今のご答弁で結構ですが、予算について、これ損害賠償となる、美浜町が今回の場合、仮に甲、被害者の林様が乙とします。甲は乙にこれだけの責任賠償額があるから賠償します、額が決定します、あくまで甲が乙に払うんですね。それが、たまさか保険が入っているということなので、保険金というのはこの場合、じゃ乙、つまり被害者のほうが損害賠償責任保険を契約している保険会社に直接請求権があるんですか。なければ、あくまで甲、つまり町が被害者に

損害賠償は当然お支払いをして、その分をもって責任保険に加入する保険会社に請求して、保険会社から保険金を填補されると。それを、この手続、表面じゃなくて、保険会社のほうから被害者のほうにお支払いをしていただきますが、あくまで法的には違うはずですよ。加害者が被害者に払い、それををもって保険会社に責任賠償保険、直接請求権があれば別ですよ。大体、直接請求権があるというのは対物というか、こういう賠償ではないやに思いますが、約款上。少し、そういう処理でいいんですか、再度ご答弁を願いたい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） はい。保険金の請求につきましては、町が保険会社に請求いたします。この後、議決をいただきましたその議決をもって先方さんと示談書を締結させてもらいます。その示談書の中には、216千円をもって終了で、この216千円については〇〇自動車さんの口座に私どもからお振込させていただきますというような示談書を締結するということでございます。

そこで、そういったケースのときに町が支出額としてですね予算化をしてですね自動車の会社に振り込む際の予算をどうしていくのかどうかというところでございますが、すみません、もう正直申し上げまして、私はそこまでちょっと認識不足でございました。一度、予算化が必要なのかどうか調査いたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 予算化については必要ないという認識でございます。まあ過去の同様の事例を見てましても、いずれも予算化はしておらず、直接保険金を被害者さんのほうへ支払うという形を取ってきておりますので、今回も同様とさせていただこうと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、繁田議員。

○7番（繁田拓治君） 大方、今、同僚議員の質問で分かったんですけども、これはしたら確認と、ちょっと教えてほしいんですが、この保険金は全額保険で適用されるんですね。はい。

そして、この保険加入の、そのちょっとちゃんと聞き取れなかったんですけども、保険の種類というのかな、それとどういう保険であるんか。そして、その保険金は町が支払っておると思いますが、そこら辺も。というのは、私も現役で勤めているときにこういう問題、何回かあったんですよ。自分が担当している部活動の者がまあそういう車を破損させたとかね。ひどいのは円盤投げでドーンとやったことがあるんですわ。逆に自分も、他校に出張してございましてね、その出張先でガーッと前から後ろまで書かれたとか、そういうこともありましたんで、ちょっと教えてください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） はい。216千円については修理に要した費用一式でございます。

ます。

で、この保険の制度ですけれども、総務課さんのほうで保険をかけてくださっているものでございます。で、全国町村会総合賠償補償保険制度の中の今回は賠償責任保険を適用させていただいてというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 町の瑕疵というところで、もうちょっと突っ込んでというか、お尋ねしたいんですけれども、これ、写真を見ても分かるように、車を止めてるんがサッカーのゴールの後ろですよ。子供が来て遊んだらまあボールが行くやろうというような場所ですよ。ここが駐車場に設定されてる。学校がしたんか町がしたんか分かりませんが、これ、ここを駐車場になぜしたか。どこがしたか。まあネットを立てる立てやんは、まあ教育委員会教育課の話かも分からんですけれども、小学校の駐車場の場所、これを決めるんはこれは小学校ですよ。小学校も美浜町立なんですよ。町という形になるのかも分かりませんが、こういう、言い方はきついですけれども、ここへ置いたらボール当たると思うようなところに置いてボールが当たりましたという、これってどこまで町が見やんなんかというふうに思うんですよ。

町立、町営の施設というのは多岐にわたってあるんで、そこで一々つまずいてこけたからあそこの階段が悪いんやないかみたいな話に発展していったらなるんでね、これ、どこまでしっかりというのを、区切りをつけるところ、どういうところで区切りをつけるか、どういうところで決めるかというのをちょっと考えていただきたい。まだ分かってないんだったら研究していただきたいようなところもあるんですけれども、どうでしょう。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） はい。申し開きのところが本当はないというところでございます。

まず、誰がなぜでございますけれども、昨年度まではここは花壇でございました。で、年度末に先生方からの要望です、どうしても車を止めるスペースがもう足りないというところで、ここを駐車場にというご相談を受けました。で、それをもって春休みの間に私どもが業者さんに依頼して、急遽施工したところでございます。

当然、碓井議員がおっしゃられるところ、こんなところボールが当たって当然というところを本当に私自身、抜け落ちていたところでございます。

まずは、その春休みに施工した際にですね当然フェンスもセットで施工しておくべきだったと深く反省しております。これはもう担当課の責任として考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、北村議員。

○2番（北村龍二君） ちょっとまあ物理的といいますか、この写真を見てちょっとふと

思ったことがありますですね、これってもう保険屋のほうではもうお認めいただいているという見解でいいんですかね。見たらですね、このへこんでいるところですね型のついているところがですね、ちょっとまあこれでいいんでしょうか。まあもちろん私どもが言うことじゃないんですけれども、例えば警察が来て検査とかいろいろあると思うんですけれども、この辺ってしっかりと保険屋さんと話してきているわけですかね。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） はい。時系列で申し上げますと、5月9日、朝こういう事故が起こって、私のところに直接耳に入ったのが5月9日の午後でございました。で、それを聞いてですね僕も現場を見に行き、その車も確認しました。起こったときに、先生方バーンと音したんで、一斉に校長先生を含め数名の先生方が外に出たと。で、子供たちが、ボールで当ててしまいましたと。所有者の車の方も呼んで、そこでまあ現状をまあ見たわけなんです。で、その後、僕、午後に校長先生から連絡いただきまして、そこでこのような写真、まあ位置関係も分かるような写真、こっち、グラウンド側から、もっと奥の駐車場側から、それから箇所いっぱい、9枚ほど送りました。で事故報告書を作ってですね、いわゆる保険屋さんの保険が適用できるのかどうか分かりませんが、基本、和歌山県の町村会のほうにですね事故報告書と写真9枚を9日の夕方、16時ぐらいですか、送信しました。

で、その後、明けて10日の日に連絡がありまして、10日の16時以降、損保ジャパンさんのアジャスターさんがですね車屋さんといろいろ電話のやり取りから始めますのでというところで今日に至っている。最終的には、その損保ジャパンさんのアジャスターさんがですね車屋さん、どの写真、見積書の明細であったり修理内容であったり、自動車屋さんの中での写された写真であったりというのはやり取りしてございます。で、それを踏まえて、結果として保険を適用するという見解をいただいたというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 3番、古山議員。

○3番（古山経生君） ちょっと気になるんです。こういうことは多分これからもあると思うんです。この場合は、まあ事故だったんで保険が適用されたというわけなんですけれども、例えばその先生らの車とかに悪意を持って傷つけたりとか、そういうことをしたときには保険は適用になるんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 悪意。故意。

○3番（古山経生君） 故意で。

○教育課長（河合恭生君） 故意に石を投げて故意に割ったというのは、この保険では対応してもらえません。はい。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

午前十時二十七分閉会